

## 1. 特例緊急経営安定貸付けの実施

対 象：貸付資格を有する共済契約者の方

内 容：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化したことにより、1か月間の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5パーセント以上減少した共済契約者に対し、以下の貸付けをいたします。

貸付額 50万円から 2,000万円（併せ貸しは3,000万円まで）

※掛金の範囲内（掛金納付月数により、掛金の7～9割となります）

利率 無利子

担保・保証人 不要

貸付期間 貸付額 500万円以下は4年（据置期間1年を含む）

505万円以上は6年（据置期間1年を含む）

返済方法 据置後、6か月毎の元金均等払い

適用要件：「新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少申請書」を機構へ提出し、貸付要件を満たしているか確認を受けていること。

借入窓口：商工組合中央金庫 本・支店窓口

申込窓口：中小機構 小規模共済融資課

## 2. 契約者貸付けの延滞利子の免除

対 象：既に共済契約者貸付けをご利用されている共済契約者の方

内 容：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化したことにより、1か月間の売上高が前年または前々年の同期と比較して5パーセント以上減少し、約定償還日までに償還・お借換手続きが困難な共済契約者で、令和2年4月7日時点で契約者貸付け（一般貸付け及び傷病災害時貸付け等）の残高がある方のうち、約定償還期日が令和2年3月1日以降の方については、ご希望により延滞利子を約定償還期日から1年間免除いたします。

※償還期日後1年以内に償還または借換えの手続きをしていただくこととなります。

適用要件：「共済契約者貸付の延滞利子免除申請書」を機構に提出し、確認を受けていること。

申込窓口：中小機構 小規模共済融資課

申込期限：約定償還日

※ただし、経過措置として令和2年3月1日から同5月31日までに約定償還日を迎える対象者は、令和2年5月31日まで申込期限を延長いたします。

### 3. 掛金の納付期限の延長等

対 象：共済契約者の方

内 容：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化したことにより、1か月間の売上高が前年または前々年の同期と比較して5パーセント以上減少した共済契約者に対し、ご希望により、以下①・②を適用いたします。

#### ①掛金月額の減額

掛金月額を柔軟に変更可能です。

※掛金月額は、1,000円から70,000円までの範囲内（500円単位）で自由に選択できます。

#### ②掛金の納付期限の延長

令和2年6月から令和2年11月分まで（最大で6か月）の掛金の納付期限を延長し、この期間の掛金の納付（掛金請求）を停止します。

※期間内の掛金の支払いがなくなるものではなく、延長期間が終了した翌月（令和2年12月）から、2か月分ずつの掛金を納めていただくこととなりますので、延長期間終了後の支払いの負担は大きくなります。

「①掛金月額の減額」の方が、共済契約者のご負担はより少なくなりますので、誤解のないようご案内ください。

申込窓口：中小機構 小規模共済契約課

申込期限：令和2年5月から10月までの毎月20日（休日の場合は直前の営業日）必着  
（各月の期限日の翌月分から11月分までが延長対象となります。）

### 4. 分割共済金受給者の一括支給（繰上支給）対応

対 象：分割共済金の受給者の方

内 容：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化したことにより、1か月間の売上高が前年または前々年の同期と比較して5パーセント以上減少した分割共済金受給者は、ご希望により、一括支給（繰上支給）を請求いただけます。

申込窓口：中小機構 小規模共済給付課

#### お問合せ先

中小企業基盤整備機構 共済相談室 050-5541-7171（平日：9時～18時）

特例措置の概要は、ホームページでご確認いただけます。

[https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster\\_relief\\_r2covid19\\_s.html](https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster_relief_r2covid19_s.html)

